

●香川県告示第255号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成28年8月5日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 指 定 番 号 中土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成28年7月19日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 坂出市大屋富町字内間2136番3の一部、2138番7、2141番3の一部及び2141番4の一部
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 6.05メートル
延長 70.11メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。